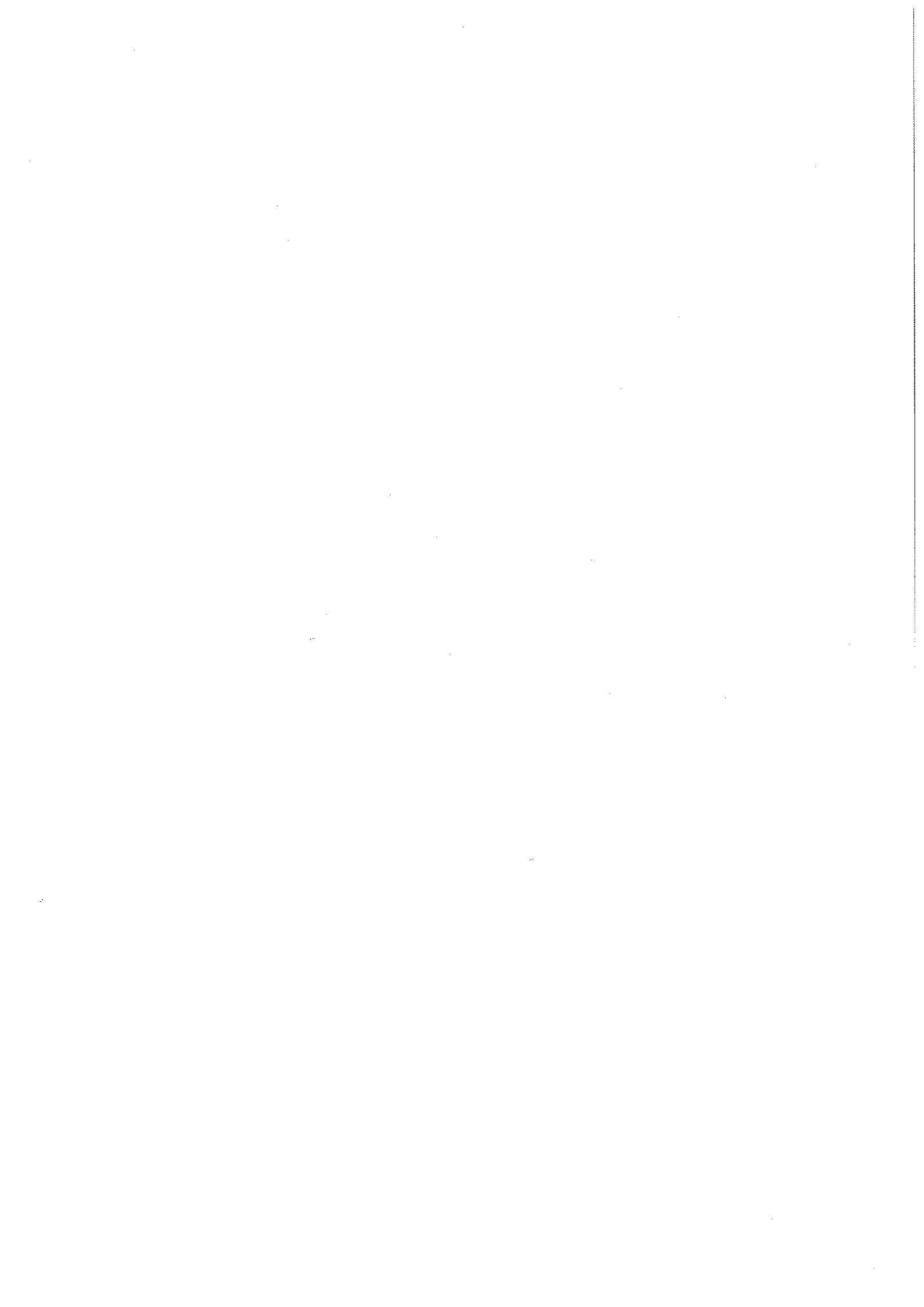


# 平成29年第1回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市



28紀総務発第330001号  
平成29年2月24日

紀の川市議会議長 竹村 広明 様

紀の川市長 中村 慎司

## 議案の送付について

平成29年第1回紀の川市議会定例会に提出するため、下記議案に説明書を添えて送付します。

### 記

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第1号 工事委託協定の一部変更について（市道中学校連絡線自歩道新設整備事業に伴う和歌山線粉河・紀伊長田間粉河中学校前架道橋新設工事）

議案第2号 紀の川市空家等対策協議会条例の制定について

議案第3号 紀の川市特別会計条例の一部を改正する等の条例の制定について

議案第4号 紀の川市簡易水道事業設置条例及び紀の川市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 紀の川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 紀の川市個人情報の保護に関する条例及び紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 紀の川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議案第9号 紀の川市消防団条例の一部改正について

議案第10号 紀の川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第11号 紀の川市共同栽培施設条例の一部改正について

議案第12号 紀の川市学校給食センター条例の一部改正について

議案第13号 紀の川市長寿祝金支給条例の全部改正について

議案第14号 紀の川市心身障害児扶養手当支給条例の一部改正について

議案第15号 那賀老人福祉施設組合清算基金条例の廃止について

議案第16号 平成28年度紀の川市一般会計補正予算(第4号)について

議案第17号 平成28年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)について

議案第18号 平成28年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

議案第19号 平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)について

議案第20号 平成28年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

議案第21号 平成28年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第22号 平成28年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について

議案第23号 平成28年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第24号 平成29年度紀の川市一般会計予算について

議案第25号 平成29年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

議案第26号 平成29年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について

議案第27号 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について

議案第28号 平成29年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について

議案第29号 平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第30号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について

議案第31号 平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について

議案第32号 平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について

議案第33号 平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算について

議案第34号 平成29年度紀の川市池田財産区特別会計予算について

議案第35号 平成29年度紀の川市田中財産区特別会計予算について

議案第36号 平成29年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について

議案第37号 平成29年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について

議案第38号 平成29年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算について

議案第39号 平成29年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について

議案第40号 平成29年度紀の川市静川財産区特別会計予算について

議案第41号 平成29年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について

議案第42号 平成29年度紀の川市調月財産区特別会計予算について

議案第43号 平成29年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について

議案第44号 平成29年度紀の川市平池財産区特別会計予算について

議案第45号 平成29年度紀の川市水道事業会計予算について

議案第46号 平成29年度紀の川市工業用水道事業会計予算について

議案第47号 紀の川市道路線の認定について

議案第48号 紀の川市道路線の認定について

議案第49号 災害による建物財産の損害に対する相互救済事業の委託について

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町調月889番地

氏 名 福 岡 資 郎

昭和32年1月31日生

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

人権擁護委員が、平成29年6月30日任期満了となることに伴い、福岡資郎君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

## 議案第1号

### 工事委託協定の一部変更について

平成27年第1回紀の川市議会定例会において議決を経た市道中学校連絡線自歩道新設整備事業に伴う和歌山線粉河・紀伊長田間粉河中学校前架道橋新設工事委託協定の一部を下記のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年紀の川市条例第62号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

3. 協定の金額            金337,151,185円

平成29年2月24日提出

紀の川市長    中 村 慎 司

#### 提案理由

軌道敷を確保するための仮設工事の見直しにより、協定金額を変更するため。



議案第2号

紀の川市空家等対策協議会条例の制定について

紀の川市空家等対策協議会条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

紀の川市空家等対策協議会の設置に伴い、必要な事項を定めるため。

# 紀の川市空家等対策協議会条例

平成 年 月 日  
条例第 号

## (設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、紀の川市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 法第14条第2項に規定する勧告に関する事項
- (3) 法第14条第3項に規定する命令に関する事項
- (4) 法第14条第9項に規定する行政代執行に関する事項
- (5) その他市長が必要とする事項

## (組織)

第3条 協議会は、市長及び委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民団体の代表者
- (2) 法務、不動産、建築、福祉等に関する学識経験者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める者

## (委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

(意見聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年紀の川市条例第43号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後	
別表 (第1条関係)		別表 (第1条関係)	
(単位:円)		(単位:円)	
略	略	略	略
開発計画審議会委員	略	開発計画審議会委員	略
設計施工管理指導員	略	空家等対策協議会委員	日額 7,000
略	略	設計施工管理指導員	略
		略	略

議案第3号

紀の川市特別会計条例の一部を改正する等の条例の制定について

紀の川市特別会計条例の一部を改正する等の条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

紀の川市特定環境保全公共下水道事業を廃止し、紀の川市公共下水道事業へ統合することに伴い、所要の改正等を行うため。

紀の川市特別会計条例の一部を改正する等の条例

平成 年 月 日  
条例第 号

(紀の川市特別会計条例の一部改正)

第1条 紀の川市特別会計条例(平成17年紀の川市条例第53号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定により各事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、本市に次の特別会計を設置する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計</p> <p>(6)～(21) 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定により各事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、本市に次の特別会計を設置する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5)～(20) 略</p>

(紀の川市特定環境保全公共下水道事業基金条例及び紀の川市特定環境保全公共下水道条例の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 紀の川市特定環境保全公共下水道事業基金条例(平成17年紀の川市条例第88号)
- (2) 紀の川市特定環境保全公共下水道条例(平成17年紀の川市条例第186号)

附 則(平成 年 月 日 条例第 号)  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(紀の川市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の紀の川市特別会計条例第1条第5号に規定する紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計（以下「特定環境保全公共下水道事業特別会計」という。）の平成28年度の歳入及び歳出並びに決算については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に特定環境保全公共下水道事業特別会計に属する権利義務又は決算上の剰余若しくは不足は、第1条の規定による改正後の紀の川市特別会計条例第1条第4号に規定する紀の川市公共下水道事業特別会計に帰属するものとする。  
(紀の川市特定環境保全公共下水道条例の廃止に伴う経過措置)
- 4 第2条第2号の規定による廃止前の紀の川市特定環境保全公共下水道条例第2条の規定により設置された紀の川市特定環境保全公共下水道の平成29年4月分以降の使用料の額は、紀の川市公共下水道条例（平成20年紀の川市条例第30号）第19条の規定により算定し、同年3月分までの使用料については、なお従前の例による。
- 5 第2条第2号の規定による廃止前の紀の川市特定環境保全公共下水道条例第5条の規定による計画の確認その他の行為については、紀の川市公共下水道条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第4号

紀の川市簡易水道事業設置条例及び紀の川市簡易水道事業給水条例の一部  
を改正する条例の制定について

紀の川市簡易水道事業設置条例及び紀の川市簡易水道事業給水条例の一部を改正する  
条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

麻生津簡易水道事業の給水区域を拡張し、鞆渕地区の一部及び細野地区を給水区域に  
包含するため。



紀の川市簡易水道事業設置条例及び紀の川市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
 条例第 号

(紀の川市簡易水道事業設置条例の一部改正)

第1条 紀の川市簡易水道事業設置条例(平成17年紀の川市条例第194号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後	
(名称、給水区域等)		(名称、給水区域等)	
第2条 名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次の表のとおりとする。		第2条 名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次の表のとおりとする。	
事業名称	給水区域	給水人口 (人)	1日最大給水量 (立方メートル)
荒見簡易水道事業	略	略	略
麻生津簡易水道事業	北涌、麻生津中、横谷、西脇、赤沼田	1, 950	730
略	略	略	略
	北涌、麻生津中、横谷、西脇、 <u>上鞆淵、中鞆淵、下鞆淵の一部、桃山町垣内、桃山町中畑、桃山町峯</u>	2, 550	910
略	略	略	略

(紀の川市簡易水道事業給水条例の一部改正)

第2条 紀の川市簡易水道事業給水条例（平成17年紀の川市条例第195号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前		改正後	
(給水区域)		(給水区域)	
第2条 簡易水道事業の給水区域は、次の表の区域とする。		第2条 簡易水道事業の給水区域は、次の表の区域とする。	
事業名称	給水区域	事業名称	給水区域
荒見簡易水道事業	略	荒見簡易水道事業	略
麻生津簡易水道事業	北涌、麻生津中、横谷、西脇、赤沼田	麻生津簡易水道事業	北涌、麻生津中、横谷、西脇、赤沼田、 <u>上鞆淵、中鞆淵、下鞆淵の一部、桃山町垣内、桃山町中畑、桃山町峯</u>
略	略	略	略

附 則（平成 年 月 日条例第 号）  
この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第5号

紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）及び地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号）の施行に伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
 条例第 号

(紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年紀の川市条例第37号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分  
 は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(週休日及び勤務時間の割り振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、次に掲げる職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができ                      (1) 子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割り振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、次に掲げる職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができ                      (1) 子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求</p>

改正前	改正後
<p>に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。) であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第8条の2及び第8条の3において同じ。)の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。第15条第1項において同じ。))の介護をする職員であって、規則で定めるもの(2) 略</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。))のある職員が、別に定める</p>	<p>に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。) であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童</p> <p>その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第8条の2及び第8条の3において同じ。)の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。第15条第1項において同じ。))の介護をする職員であって、規則で定めるもの(2) 略</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を療育」とあり、及</p>



改 正 前	改 正 後
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p>(新設)</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p>第2条の3 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</p> <p>ア 死亡した場合</p> <p>イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</p> <p>(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</p> <p>ア 前号ア又はイに掲げる場合</p> <p>イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</p> <p>(3) ～ (6) 略</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しな</p>
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p>第2条の2 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p>(新設)</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p>第2条の3 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</p> <p>ア 死亡した場合</p> <p>イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</p> <p>(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</p> <p>ア 前号ア又はイに掲げる場合</p> <p>イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</p> <p>(3) ～ (6) 略</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しな</p>

改正前	改正後
<p>い場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)  第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) ～ (6) 略  (部分休業の承認)  第18条 略</p> <p>2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間を承認されている  職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を越えない範囲内で行うものとする。</p>	<p>い場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)  第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</p> <p>(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</p> <p>(3) ～ (7) 略  (部分休業の承認)  第18条 略</p> <p>2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間又は勤務時間条令第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を越えない範囲内で行うものとする。</p>



附 則 (平成 年 月 日条例第 号)  
この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第6号

紀の川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

紀の川市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成28年政令第360号）が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市税条例等の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
条例第 号

(紀の川市税条例の一部改正)

第1条 紀の川市税条例(平成17年紀の川市条例第54号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>附 則</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>附 則</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 略</p>

(紀の川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 紀の川市税条例等の一部を改正する条例(平成28年紀の川市条例第19号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次

の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(紀の川市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 紀の川市税条例(平成17年紀の川市条例第54号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当</p>	<p>(紀の川市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 紀の川市税条例(平成17年紀の川市条例第54号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当</p>

改正前	改正後
<p>該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に同じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならぬ。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) ～ (6) 略</p> <p>(法人税割の税率)</p> <p>第34条の4 法人税割の税率は、100分の8.4 とする。</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に</p>	<p>該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に同じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならぬ。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第98条第1項 若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第98条第1項 若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) ～ (6) 略</p> <p>(法人税割の税率)</p> <p>第34条の4 法人税割の税率は、100分の12.1 とする。</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自</p>

改正前	改正後
<p>対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</p> <p>2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。(第80条の2を削る。)</p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>	<p>自動車等」という。)に対し、その所有者に課する。</p> <p>2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。</p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、<u>公共の用に供するもの</u>、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。 (日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</p> <p>第80条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</p> <p>第81条 削除</p>

- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
- （日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）
- 第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。
- （環境性能割の課税標準）
- 第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

改 正 後	改 正 前
	<p><u>(環境性能割の税率)</u>  <u>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u>  <u>(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</u>  <u>(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</u>  <u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u>  <u>(環境性能割の徴収の方法)</u>  <u>第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u>  <u>(環境性能割の申告納付)</u>  <u>第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u>  <u>2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u>  <u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p>



改 正 前	改 正 後
<p>第81条の7 <u>環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくして申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p>2 <u>前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p>3 <u>第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u> (<u>環境性能割の減免</u>)</p> <p>第81条の8 <u>市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u> (<u>種別割</u> の税率)</p> <p>第82条 <u>次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>軽自動車及びび小型特殊自動車</u> ア <u>軽自動車</u>     (ア) <u>2輪のもの（側車付のものを含む。）</u> 年額 3, 600円     (イ) <u>3輪のもの</u> 年額 3, 900円</p>	<p>(<u>軽自動車税の税率</u>)</p> <p>第82条 <u>軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>軽自動車及びび小型特殊自動車</u> ア <u>軽自動車</u>     <u>2輪のもの（側車付のものを含む。）</u> 年額 3, 600円     <u>3輪のもの</u> 年額 3, 900円</p>

改正前	改正後
<p>(ウ) <u>4輪以上のもの</u></p> <p>a <u>乗用のもの</u>  <u>営業用 年額 6,900円</u>  <u>自家用 年額 10,800円</u></p> <p>b <u>貨物用のもの</u>  <u>営業用 年額 3,800円</u>  <u>自家用 年額 5,000円</u></p> <p>イ <u>小型特殊自動車</u>  <u>(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,000円</u>  <u>(イ) その他のもの 年額 5,900円</u></p> <p>(3) 略  <u>(種別割) の賦課期日及び納期)</u>  第83条 <u>種別割</u> の賦課期日は、4月1日とする。  2 <u>種別割</u> の納期は、5月1日から同月31日までとする。  3 略  <u>(種別割) の徴収の方法)</u>  第85条 <u>種別割</u> は、普通徴収の方法によって徴収する。  <u>(種別割) に関する申告又は報告)</u>  第87条 <u>種別割</u> の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつ</p>	<p><u>4輪以上のもの</u></p> <p><u>乗用のもの</u>  <u>営業用 年額 6,900円</u>  <u>自家用 年額 10,800円</u></p> <p><u>貨物用のもの</u>  <u>営業用 年額 3,800円</u>  <u>自家用 年額 5,000円</u></p> <p>イ <u>小型特殊自動車</u>  <u>農耕作業用のもの 年額 2,000円</u>  <u>その他のもの 年額 5,900円</u></p> <p>(3) 略  <u>(軽自動車税の賦課期日及び納期)</u>  第83条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。  2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。  3 略  <u>(軽自動車税の徴収の方法)</u>  第85条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。  <u>(軽自動車税に関する申告又は報告)</u>  第87条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならぬ。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならぬ。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を市長に提出しなければならぬ。</p> <p>4 第80条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあった日から15日以内に、市長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならぬ。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>ては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならぬ。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならぬ。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を市長に提出しなければならぬ。</p> <p>4 第81条第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあった日から15日以内に、市長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならぬ。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(種別割)に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 軽自動車等の所有者等又は第81条第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(種別割)の減免)</p> <p>第89条 市長は、公益のため直接専用するもの及び震災、風水害等の災害により甚大な被害を受けた<u>種別割</u>を減免するに必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する<u>ことができる</u>。</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならぬ。</p> <p>(身体障害者等に対する種別割)の減免)</p> <p>第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する<u>ことができる</u>。</p>	<p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 軽自動車等の所有者等又は第80条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第89条 市長は、公益のため直接専用するもの及び震災、風水害等の災害により甚大な被害を受けたと認める<u>軽自動車等</u>に対しては、<u>軽自動車税を減免することができる</u>。</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならぬ。</p> <p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等<u>に対しては、軽自動車税を減免することができる</u>。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</p>	<p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</p>
<p>(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及</p>	<p>(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及</p>

改正前	改正後
<p>び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、<u>前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</u></p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。 （原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等） 第91条 略</p> <p>2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示</p>	<p>び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第89条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</u></p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税の減免を受けている者について準用する。</u> （原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等） 第91条 略</p> <p>2 法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって<u>軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示</u></p>

改正前	改正後
<p>をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならぬ。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車は法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならぬ。</p> <p>8・9 略</p> <p>附 則 (特別土地保有税の課税の特例) 第15条 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、<u>県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p>	<p>をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならぬ。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車は法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならぬ。</p> <p>8・9 略</p> <p>附 則 (特別土地保有税の課税の特例) 第15条 略</p>

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「10



改正前

0分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア (イ)	3,900円	4,600円
第2号ア (ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア (ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア (イ)	3,900円	1,000円
第2号ア (ウ) a	6,900円	1,800円

改正後

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円

改正前

	10,800円	2,700円
第2号ア (ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる法第44条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア (イ)	3,900円	2,000円
第2号ア (ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア (ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句

改正後

	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）

に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句

改 正 前		改 正 後	
とする。			
第2号ア (イ)	3,900円	3,900円	3,000円
第2号ア (ウ) a	6,900円	6,900円	5,200円
	10,800円	10,800円	8,100円
第2号ア (ウ) b	3,800円	3,800円	2,900円
	5,000円	5,000円	3,800円
(新設)			
(納税証明事項)			
第18条の3 地方税法施行規則 (昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。) 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。			
(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)			
第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5 (第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項 (第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項 (法第32条の8第2項及び第23項の申告書に係る部分を除く。第53条の7、第67条、第83条			
とする。			
第2号ア	3,900円	3,900円	3,000円
	6,900円	6,900円	5,200円
	10,800円	10,800円	8,100円
	3,800円	3,800円	2,900円
	5,000円	5,000円	3,800円
第1条の2 紀の川市税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。			
(納税証明事項)			
第18条の3 地方税法施行規則 (昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。) 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。			
(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)			
第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5 (第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項 (第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項 (法第32条の8第2項及び第23項の申告書に係る部分を除く。第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条			

改正前	改正後
<p>第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に同じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならぬ。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第98条第1項 若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第98条第1項 若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) ～ (6) 略</p> <p>(法人税割の税率)</p> <p>第34条の4 法人税割の税率は、100分の12.1とする。</p>	<p>第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に同じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならぬ。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) ～ (6) 略</p> <p>(法人税割の税率)</p> <p>第34条の4 法人税割の税率は、100分の8.4とする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 軽自動車税は、<u>原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）</u>に対し、その所有者に課する。</p> <p>2 <u>軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。</u></p> <p>3 <u>軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、<u>共の用に供するもの</u>、その使用者に課する。ただし、公用又は公課税の範囲)</u></p> <p>第80条の2 <u>日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</u></p> <p>第81条 削除</p>	<p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 軽自動車税は、<u>3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別唐割によって課する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p>3 <u>軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別唐割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</u></p> <p>(軽自動車税のみなす課税)</p> <p>第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について</u></p>

改 正 前	改 正 後
	<p>て、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p>4 法の施行地で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p>（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）</p> <p>第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</p> <p>（環境性能割の課税標準）</p>
(新設)	(新設)

改正前	改正後
	<p><u>第81条の3</u> <u>環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u>  <u>(環境性能割の税率)</u>  <u>第81条の4</u> <u>次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u>  (1) <u>法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの100分の1</u>  (2) <u>法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの100分の2</u>  (3) <u>法第451条第3項の規定の適用を受けるもの100分の3</u>  <u>(環境性能割の徴収の方法)</u>  <u>第81条の5</u> <u>環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u>  <u>(環境性能割の申告納付)</u>  <u>第81条の6</u> <u>環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)</u>は、<u>法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該</u></p>
(新設)	
(新設)	
(新設)	

改 正 前	改 正 後
<p>(新設)</p> <p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p>	<p>各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p> <p>(環境性能割の減免)</p> <p>第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</p> <p>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p>



改正前	改正後
<p>2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円</p> <p>3輪のもの 年額 3,900円</p> <p>4輪以上のもの 乗用のもの 営業用 年額 6,900円 自家用 年額 10,800円</p> <p>貨物用のもの 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円</p> <p>イ 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 年額 2,000円 その他のもの 年額 5,900円</p> <p>(3) 略 (軽自動車税の賦課期日及び納期) 第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。 2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。 3 略 (軽自動車税の徴収の方法) 第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。 (軽自動車税に関する申告又は報告) 第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又</p>	<p>(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円</p> <p>(イ) 3輪のもの 年額 3,900円</p> <p>(ウ) 4輪以上のもの a 乗用のもの 営業用 年額 6,900円 自家用 年額 10,800円</p> <p>b 貨物用のもの 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円</p> <p>イ 小型特殊自動車 (ア) 農耕作業用のもの 年額 2,000円 (イ) その他のもの 年額 5,900円</p> <p>(3) 略 (種別割の賦課期日及び納期) 第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。 2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。 3 略 (種別割の徴収の方法) 第85条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。 (種別割に関する申告又は報告) 第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又</p>

改正後	改正前
<p>は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならぬ。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項については軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書に提出しなければならぬ。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合には、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を市長に提出しなければならぬ。</p> <p>4 <u>第81条第1項</u>に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則の定めるところにより、当該</p>	<p>は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならぬ。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項については軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書に提出しなければならぬ。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合には、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を市長に提出しなければならぬ。</p> <p>4 <u>第80条第2項</u>に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則の定めるところにより、当該</p>

改正前	改正後
<p>請求のあった日から15日以内に、市長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならぬ。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 軽自動車等の所有者等又は第80条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなければならぬ場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(<u>軽自動車税の減免</u>)</p> <p>第89条 市長は、公益のため直接専用するもの及び震災、風水害等の災害により甚大な被害を受けたと認める<u>軽自動車等</u> <u>_____</u> に対しては、<u>軽自動車税を減免すること</u>ができる。</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税の減免</u>を受けようとする者は、納期限までに、当該<u>軽自動車等</u>について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税の減免</u>を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならぬ。</p>	<p>請求のあった日から15日以内に、市長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならぬ。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(<u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第88条 軽自動車等の所有者等又は第81条第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなければならぬ場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 略</p> <p>(<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第89条 市長は、公益のため直接専用するもの及び震災、風水害等の災害により甚大な被害を受けた <u>軽自動車等</u>の <u>_____</u> に対しては、<u>種別割</u> を減免する <u>_____</u> 。</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u> の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該<u>軽自動車等</u>について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3 第1項の規定によって<u>種別割</u> の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならぬ。</p>

改正前	改正後
<p>(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等  <u>に対しては、軽自動車税を減免することができる。</u></p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの  <u>のうち、市長が必要と認めるもの（1台に限る。）</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税の減免を受けようとする</u>者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）<u>、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健</u></p>	<p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等<u>のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</u></p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの  <u>（1台に限る。）</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>種別割の減免を受けようとする</u>者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）<u>、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、<u>第89条第2項各号</u>に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。 （原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等） 第91条 略</p> <p>2 法第443条若しくは<u>第80条の2</u>又は<u>第80条第3項</u>ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主た</p>	<p>及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、<u>前条第2項各号</u>に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。 （原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等） 第91条 略</p> <p>2 法第445条若しくは<u>第81条の2</u>又は<u>第80条第3項</u>ただし書の規定によって<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主た</p>

改 正 前	改 正 後
<p>る定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならぬ。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならぬ。</p> <p>8・9 略</p> <p>附 則 (特別土地保有税の課税の特例) 第15条 略 (新設)</p>	<p>る定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならぬ。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならぬ。</p> <p>8・9 略</p> <p>附 則 (特別土地保有税の課税の特例) 第15条 略 (<u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例</u>)</p>

改正前	改正後						
	<p>第15条の2 <u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u>  <u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u></p> <p>第15条の3 <u>市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u>  <u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u></p> <p>第15条の4 <u>第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。</u>  <u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u></p> <p>第15条の5 <u>市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。</u>  <u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u></p> <p>第15条の6 <u>営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1228 1724 1332 1870"> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> </table>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1
第1号	100分の1	100分の0.5					
第2号	100分の2	100分の1					
(新設)							
(新設)							
(新設)							
(新設)							

改正前

改正後

第3号 100分の3 100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア	(ウ) a	6,900円	8,200円
		10,800円	12,900円
第2号ア	(ウ) b	3,800円	4,500円
		5,000円	6,000円

改正前

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。



改 正 後

改 正 前

第2号ア	3, 900円	1, 000円
	6, 900円	1, 800円
	10, 800円	2, 700円
	3, 800円	1, 000円
	5, 000円	1, 300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3, 900円	2, 000円
	6, 900円	3, 500円
	10, 800円	5, 400円
	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定と同表の中欄に掲げる字句は、

改 正 後

改 正 前

それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附 則 (平成28年3月31日条例第19号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中紀の川市税条例第19条の改正(次号に掲げる部分を除く。)並びに同条例第43条、第48条及び第50条の改正並びに第3条中紀の川市税条例等の一部を改正する条例(平成27年紀の川市条例第24号)附則第5条第7項の改正(「、新条例」を「、紀の川市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る部分に限る。)並びに次条第1項及び第4項の規定 平成29年1月1日
- (2) 第1条中紀の川市税条例第18条の3の改正、同条例第19条の改正(「、第53条の7、第67条」の次に「、第

附 則 (平成28年3月31日条例第19号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中紀の川市税条例第19条、第43条、第48条及び第50条の改正並びに第3条中紀の川市税条例等の一部を改正する条例(平成27年紀の川市条例第24号)附則第5条第7項の改正(「、新条例」を「、紀の川市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る部分に限る。)並びに次条第1項及び第3項の規定 平成29年1月1日
- (2) 第1条中紀の川市税条例附則第16条の改正及び附則第3条の2の規定 平成29年4月1日

改正前	改正後
<p>81条の6第1項を加える部分、同条第2号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)、同条例第34条の4及び第80条の改正、同条例第80条の2を削る改正、同条例第81条の改正、同条例第82条、同条例第83条及び第85条から第91条までの改正並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正及び同条例附則第16条の改正並びに第2条の規定並びに第3条中紀の川市税条例等の一部を改正する条例附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに次条第3項及び附則第4条の規定 平成29年4月1日</p> <p>(3) 略 (新設)</p> <p>(市民税に関する経過措置) 第2条 略 2 略</p>	<p>(3) 略</p> <p>(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中紀の川市税条例等の一部を改正する条例 (平成27年紀の川市条例第24号) 附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日</p> <p>(市民税に関する経過措置) 第2条 略 2 略</p>

改正前	改正後
<p>3 新条例第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>4 略 (新設)</p> <p>(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>第3条 略 (新設)</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条 新条例 の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p>	<p>3 略</p> <p>第2条の2 第1条の2の規定による改正後の紀の川市税条例(附則第4条において「31年新条例」という。)第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>第3条 略 (軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第3条の2 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。</p> <p>第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p>

改正前	改正後
<p>2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	<p>2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>

附 則 (平成 年 月 日条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第7号

紀の川市個人情報の保護に関する条例及び紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

紀の川市個人情報の保護に関する条例及び紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

### 提案理由

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）が公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正の一部が施行されることに伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市個人情報の保護に関する条例及び紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
 条例第 号

(紀の川市個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第1条 紀の川市個人情報の保護に関する条例(平成27年紀の川市条例第32号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第24条 実施機関は、前条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第24条 実施機関は、前条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(1) 略</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する<u>条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u> (当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記載された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)</p> <p>(保有個人情報及び特定個人情報の利用停止請求)</p> <p>第25条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 (情報提供等記録を除く。以下この条、次条及び第31条第1項第4号において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この<u>条例</u>の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求 (以下「利用停止請求」という。)をすることができる。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) <u>番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報</u>ファイルに記載されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(5) ・ (6) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者 _____ (当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項 _____ に規定する記録に記載された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)</p> <p>(保有個人情報及び特定個人情報の利用停止請求)</p> <p>第25条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 (情報提供等記録を除く。以下この条、次条及び第31条第1項第4号において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この<u>条例</u>の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求 (以下「利用停止請求」という。)をすることができる。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) <u>番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報</u>ファイルに記載されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(5) ・ (6) 略</p> <p>2・3 略</p>

(紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)



第2条 紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年紀の川市条例第31号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づき特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供する ことができる場合は、法別表第2の第1欄に掲げる機関である 市長又は教育委員会が、同表の第3欄に掲げる機関である市長又 は教育委員会に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するため に必要な当該事務の区分に応じた同表の第4欄に掲げる特定個人 情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関で ある市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとす る。</p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「 法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第1 9条第10号に基づき特定個人情報の提供に関し必要な事項を定 めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供す ることができるときは、法別表第2の第1欄に掲げる機関である 市長又は教育委員会が、同表の第3欄に掲げる機関である市長又 は教育委員会に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するため に必要な当該事務の区分に応じた同表の第4欄に掲げる特定個人 情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関で ある市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとす る。</p> <p>2 略</p>

附 則（平成 年 月 日条例第 号）  
この条例は、平成29年5月30日から施行する。

議案第8号

紀の川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

紀の川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年紀の川市条例第50号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

清掃業務手当の見直しに伴い所要の改正を行うため。

紀の川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
 条例第 号

紀の川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年紀の川市条例第50号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表  
 中下線の部分である。

改正前	改正後
(特殊勤務手当の種類及び金額) 第2条 特殊勤務手当の種類及び金額は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>清掃業務手当 清掃業務に従事する職員1ヶ月10,000</u> 円	(特殊勤務手当の種類及び金額) 第2条 特殊勤務手当の種類及び金額は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>清掃業務手当 作業従事1日につき500円</u>

附 則 (平成 年 月 日条例第 号)  
 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第9号

紀の川市消防団条例の一部改正について

紀の川市消防団条例（平成17年紀の川市条例第199号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第8条の規定に基づき、大学生等の加入促進を図るため。

紀の川市消防団条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
 条例第 号

紀の川市消防団条例（平成17年紀の川市条例第199号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(任命)                      第3条 消防団の長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、団長以外の団員は、団長が次に掲げる者のうちから市長の承認を得てこれを任命する。                      (1) 市内に居住し、又は勤務 する者                      (2) ・ (3) 略                      2 略</p>	<p>(任命)                      第3条 消防団の長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、団長以外の団員は、団長が次に掲げる者のうちから市長の承認を得てこれを任命する。                      (1) 市内に居住し、<u>勤務し、又は在学する者</u>                      (2) ・ (3) 略                      2 略</p>

附 則（平成 年 月 日条例第 号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第10号

紀の川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

紀の川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年紀の川市条例第43号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）が施行されたことにより、人権教育指導員の相談体制充実のための勤務形態見直しに伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
 条例第 号

紀の川市特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年紀の川市条例第43号）の一部を次のように改正する。  
 なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後	
別表（第1条関係） (単位：円)		別表（第1条関係） (単位：円)	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
略	略	略	略
国民健康保険運営協議会委員	略	国民健康保険運営協議会委員	略
人権教育指導員	月額 120,000	人権教育指導員	月額 200,000
環境保全対策審議会委員	略	環境保全対策審議会委員	略
略	略	略	略

附 則（平成 年 月 日条例第 号）  
 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第11号

紀の川市共同栽培施設条例の一部改正について

紀の川市共同栽培施設条例（平成17年紀の川市条例第164号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

野菜共同栽培事業の終了に伴い所要の改正を行うため。



紀の川市共同栽培施設条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
 条例第 号

紀の川市共同栽培施設条例（平成17年紀の川市条例第164号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後														
<p>(設置)</p> <p>第3条 地域改善対策事業の一環として、対象地域農業の振興を図り、農家の経営安定と所得向上に資するため、次の施設を設置する。</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>所在地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>養液栽培施設</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>野菜共同栽培施設</td> <td>紀の川市中井阪311番地1</td> </tr> </table>	名称	所在地	略	略	養液栽培施設	略	野菜共同栽培施設	紀の川市中井阪311番地1	<p>(設置)</p> <p>第3条 地域改善対策事業の一環として、対象地域農業の振興を図り、農家の経営安定と所得向上に資するため、次の施設を設置する。</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>所在地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>養液栽培施設</td> <td>略</td> </tr> </table>	名称	所在地	略	略	養液栽培施設	略
名称	所在地														
略	略														
養液栽培施設	略														
野菜共同栽培施設	紀の川市中井阪311番地1														
名称	所在地														
略	略														
養液栽培施設	略														

附 則（平成 年 月 日条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

紀の川市学校給食センター条例の一部改正について

紀の川市学校給食センター条例（平成17年紀の川市条例第95号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

那賀学校給食センターを粉河学校給食センターに統合することに伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市学校給食センター条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
 条例第 号

紀の川市学校給食センター条例（平成17年紀の川市条例第95号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
粉河学校給食センター	略	粉河学校給食センター	略
那賀学校給食センター	紀の川市名手市場411番地1	河南学校給食センター	略
河南学校給食センター	略		

附 則（平成 年 月 日条例第 号）  
 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第13号

紀の川市長寿祝金支給条例の全部改正について

紀の川市長寿祝金支給条例（平成17年紀の川市条例第129号）の全部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

長寿祝金の受給資格要件の見直しに伴い、条例の全部を改正するため。

## 紀の川市長寿祝金支給条例

平成 年 月 日  
条例第 号

紀の川市長寿祝金支給条例（平成17年紀の川市条例第129号）の全部を改正する。

### （目的）

第1条 この条例は、紀の川市内（以下「市内」という。）に居住する高齢者に対し、長寿祝金（以下「祝金」という。）を支給することにより、その長寿を祝福するとともに、敬老の意を表し、もって高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

### （受給資格）

第2条 祝金を受け取ることができる者（以下「受給資格者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 毎年9月1日現在において、6箇月以上市内に住所を有する満88歳の者及び男女それぞれの最高齢者
- (2) 満100歳に達する日を迎えた者で、当該年齢に達した日において、6箇月以上市内に住所を有するもの

### （支給額）

第3条 祝金の額は、予算に定める範囲内とする。

### （支給の停止）

第4条 受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、祝金の受給資格を失うものとする。

- (1) 祝金の受給を辞退したとき。
- (2) 市長が祝金を支給することについて適当でないとしたとき。

### （祝金の返還）

第5条 市長は、偽りその他不正の手段により祝金の支給を受けた者があるときは、その者から祝金の全部又は一部を返還させることができる。

### （受給権の譲渡等の禁止）

第6条 祝金の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

### （委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第14号

紀の川市心身障害児扶養手当支給条例の一部改正について

紀の川市心身障害児扶養手当支給条例（平成17年紀の川市条例第133号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

受給資格を整理し、明確化することに伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市心身障害児扶養手当支給条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
 条例第 号

紀の川市心身障害児扶養手当支給条例（平成17年紀の川市条例第133号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表で下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(受給資格)</p> <p>第2条 手当は、本市に居住し、次の各号のいずれかに該当する児童（以下「児童」という。）を監護する者（市長が認める市外の施設等に収容されている児童を監護する者を含む。）に支給する。</p> <p>(1) 20歳未満の心身障害児であって、身体障害者手帳の交付を受けているもの</p> <p>(2) 20歳未満の知的障害児であって、療育手帳又は療育手帳に準ずる手帳の交付を受けているもの</p> <p>(3) 20歳未満の精神障害児であって、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの</p>	<p>(受給資格)</p> <p>第2条 市は、本市に居住し、次の各号のいずれかに該当する児童（以下「児童」という。）を監護する父若しくは母又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合において、当該児童の父母以外の者がその児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持していることをいう。以下同じ。）ときは、その父若しくは母又はその養育者に対し、手当を支給する。</p> <p>(1) 20歳未満の者であって、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの</p> <p>(2) 20歳未満の者であって、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発見第156号）第5第2項に規定する療育手帳の交付を受けているもの</p> <p>(3) 20歳未満の者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの</p>

改正前	改正後
<p>(4) 20歳未満の難病患者等であって、国若しくは和歌山県が指定した特定疾患又は国が指定した小児慢性特定疾患を有する者で指定疾患医療受給者証の交付を受けているもの</p>	<p>(4) 20歳未満の者であって、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する特定医療費（指定難病）受給者証又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項に規定する小児慢性特定疾病医療受給者証若しくは特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年衛発第242号）、和歌山県特定疾患治療研究事業実施要綱及び和歌山県指定特定疾患治療研究事業実施要綱のうちいずれかに規定する特定疾患医療受給者証の交付を受けているもの</p>
<p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が関係機関の諮問に応じ、特に必要と認めたる者 (新設)</p>	<p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が関係機関の諮問に応じ、特に必要と認めたる者</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、手当の支給を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。 (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けているとき（法第6条から第8条までの規定により支給の制限を受けているときを含む。）。</p> <p>(2) 略</p>	<p>2 前項の場合において、児童を父及び母が監護するときは、当該父又は母のうち、主として児童の生計を維持する者（当該父及び母がいずれも児童の生計を維持しないものであるときは、当該父又は母のうち、主として当該児童を介護する者）に支給するものとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、手当の支給を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。 (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する認定を受け、特別児童扶養手当の支給を受けているとき（法第6条から第8条までの規定により支給の制限を受けているときを含む。）。</p> <p>(2) 略</p>



附 則 (平成 年 月 日 条例第 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の紀の川市中心障害児扶養手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた受給資格の認定に係る手当に  
経過措置) について適用し、同日前に受けた受給資格の認定に係る手当については、なお従前の例による。

議案第15号

那賀老人福祉施設組合清算基金条例の廃止について

那賀老人福祉施設組合清算基金条例（平成27年紀の川市条例第5号）を別紙のとおり廃止するものとする。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

那賀老人福祉施設組合清算基金事業の終了によるため。

那賀老人福祉施設組合清算基金条例を廃止する条例

平成 年 月 日  
条例第 号

那賀老人福祉施設組合清算基金条例（平成27年紀の川市条例第5号）は、廃止する。

附 則（平成 年 月 日条例第 号）  
この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第16号

平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第17号

平成28年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成28年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第18号

平成28年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成28年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第19号

平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第20号

平成28年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成28年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）



議案第21号

平成28年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算  
(第2号) について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成28年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第22号

平成28年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成28年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第23号

平成28年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成28年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第24号

平成29年度紀の川市一般会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成29年度紀の川市一般会計予算について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第25号

平成29年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成29年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第26号

平成29年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成29年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第27号

平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第28号

平成29年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成29年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)



議案第29号

平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第30号

平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第31号

平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第32号

平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第33号

平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第34号

平成29年度紀の川市池田財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成29年度紀の川市池田財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第35号

平成29年度紀の川市田中財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成29年度紀の川市田中財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第36号

平成29年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成29年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)



議案第37号

平成29年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成29年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第38号

平成29年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成29年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第39号

平成29年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成29年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第40号

平成29年度紀の川市静川財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成29年度紀の川市静川財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第41号

平成29年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成29年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第42号

平成29年度紀の川市調月財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成29年度紀の川市調月財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第43号

平成29年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成29年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第44号

平成29年度紀の川市平池財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成29年度紀の川市平池財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)



議案第45号

平成29年度紀の川市水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、平成29年度紀の川市水道事業会計予算について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第46号

平成29年度紀の川市工業用水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、平成29年度紀の川市工業用水道事業会計予算について、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第47号

紀の川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、紀の川市道路線を下記のとおり認定する。

記

認定路線

整理 番号	路線名	起	点	重要な経過地
		終	点	
1	切畑川西線	紀の川市切畑482番1地先		
		紀の川市切畑489番1地先		

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

公共事業により整備した農道を紀の川市道路線として認定するため。

議案第48号

紀の川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、紀の川市道路線を下記のとおり認定する。

記

認定路線

整理 番号	路線名	起	点	重要な経過地
		終	点	
2	竜門中央線	紀の川市荒見637番1地先		
		紀の川市遠方218番5地先		

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

県道移管により紀の川市道路線として認定するため。

議案第49号

災害による建物財産の損害に対する相互救済事業の委託について

災害による建物財産の損害に対する相互救済事業を次のとおり委託することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第1項の規定により議会の議決を求める。

記

- |            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| 1. 事業名     | 火災、水災、震災その他の災害による建物財産の損害に対する相互救済事業 |
| 2. 委託先     | 公益社団法人全国市有物件災害共済会                  |
| 3. 委託する財産  | 紀の川市の所有又は占有に属する財産                  |
| 4. 委託に伴う経費 | 毎年度予算の定める範囲                        |

平成29年2月24日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

現在加入している一般財団法人全国自治協会の建物災害共済事業から、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済事業に移行するため。